

# 製品安全データシート

作成年月日 2009 年 12 月 7 日  
改訂年月日

## 1. 製品名及び会社情報

製品名 浴室まわりのすべりどめシール(ブルー)  
会社名 株式会社リンレイ  
住所 〒104-0061 東京都中央区銀座 4 丁目 10 番 13 号  
担当部門 秦野工場 生産技術課  
電話番号 0463-81-5455  
FAX 番号 0463-82-4700  
推奨用途 歩行面に対してスリップ防止に使用

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類  
なし

GHS のラベル要素  
シンボル :なし  
注意喚起語 :なし  
危険有害性情報 :なし

## 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 wt%	CAS.No.	化審法 No.	安全衛生法 No. 通知対象物	PRTR 法 No. 第 1 種、第 2 種
酸化チタン(顔料)	1-5	13463-67-7	-	191	非該当
カオリンクレー	10-20	-	-	非該当	非該当
ゴム粒子	20-30	9003-18-3	-	非該当	非該当
粘着剤	10-20	-	-	非該当	非該当
樹脂硬化物	30-40	非公開			
抗菌剤	微量	1314-13-2	-	188	非該当
	微量	非公開			
防カビ剤	微量	26530-20-1	-	非該当	非該当
	微量	173271-10-8	-	非該当	非該当
	微量	1314-13-2	-	非該当	非該当
着色用顔料	1-5	非公開			
基材	-				

## 4. 応急措置

目に入った場合

- ・こすらず直ちに清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・大量の水を用いて十分に洗い流す。
- ・外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合

- ・本製品は揮発性の低い製品であり、蒸気吸入の可能性は少ない。  
然るに、吸入した場合には空気の清浄な場所で安静にする。  
必要があれば、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

- ・水をコップ1～2杯飲ませ、吐かせる。口の中を水でよく洗う。
- ・安静にして、直ちに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

- 消火方法 : 燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。  
消火剤 : 水、粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス消火剤等。

## 6. 漏出時の措置

特に無し。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

< 技術的対策ならびに注意事項 >

- ・換気のよい場所で取り扱う。
- ・保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・容器はその都度密閉する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物等の使用を禁止する。

< 安全取り扱い注意事項 >

- ・水禁忌物質との接触を避ける。

保管

< 保管条件 >

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・凍結に注意する。
- ・水禁忌物質との同一場所保管を避ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

屋内作業の場合、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられる設備とすること。

保護具

目の保護 : ゴーグル等を使用する。

皮膚および身体の保護 : 皮膚を露出しない着衣、化学薬品が浸透しない材質の手袋を着ける。

呼吸系の保護 : 保護マスク等を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	固体
臭気	-
水への溶解性	-
沸点	-
蒸気圧	-
pH	-
粘度	-
不揮発分	-
比重	0.5～2.9
引火点	なし
発火点	なし
その他	特になし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	一般環境下で安定
危険な反応	情報なし
避けるべき条件	40℃を超える環境

避けるべき材料  
危険有害な分解生成物

水禁忌物質との混合禁止  
情報なし

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	知見なし
	経皮	知見なし
	吸入	知見なし
皮膚腐食性・刺激性		知見なし
眼に対する重篤な損傷制・刺激性		知見なし
呼吸器感作性		知見なし
皮膚感作性		知見なし
生殖細胞変異原性		知見なし
発がん性		知見なし
生殖毒性		知見なし
特定標的臓器・単回暴露		知見なし
特定標的臓器・反復暴露		知見なし
吸引性呼吸器有害性		知見なし

## 12. 環境影響情報

水生環境  
急性有害性 知見なし  
慢性有害性 知見なし  
その他 一般環境内には廃棄しない

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃液等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水などは、地面や排水溝へそのまま流さない事。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律および
- ・関係する法規に従って処理を行うか、委託する事。
- ・地域の規則に従う。

汚染容器・包装

- ・容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・地域の規則に従う。

## 14. 輸送上の注意

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法等に該当する場合、法令に従って輸送する事。  
内陸水路輸送: 船舶安全法の定めに従う。  
海上輸送: 船舶安全法の定めに従う。  
航空輸送: 航空法の定めに従う。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法、粉じん障害防止規制

## 16. その他の情報

特になし

**(注意) 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。**